

「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の京都府の対応について

平成 29 年 10 月 6 日
京都府（危機管理監）

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の京都府の対応については、以下により取り扱うものとする。

1. 京都府（危機管理監）は、気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表し、総務省消防庁から関係省庁警戒会議の開催結果について連絡を受けた場合には、これを踏まえ、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。

そのため、京都府（危機管理監）は、速やかに京都府危機管理調整会議等を開催できるよう、気象庁から南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を始めるものとする。

2. 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表されたときは、京都府危機管理調整会議等において関係部局による今後の取組を確認するとともに、京都府（危機管理監）は、府民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として、これを行う。
（呼びかける今後の備えの例）

家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

3. 関係部局においては、京都府危機管理調整会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。京都府（危機管理監）は、京都府危機管理調整会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。

4. その後は、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の内容に応じ、必要があると認める場合に、京都府危機管理調整会議等を開催するものとする。

5. この取扱については、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められたときには、廃止されるものとする。

6. この取扱に基づく対応は、平成 29 年 11 月 1 日から実施する。

(参考)

「南海トラフ地震に関連する情報」について

平成29年11月1日以降、気象庁により、以下の場合に、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表される。(南海トラフ全域を対象とした地震発生の可能性を評価するために「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催される。)

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報(臨時)	○南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報(定例)	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行われなくなる。